



# 認 証 書

事業者名 株式会社三重パーツ

道路運送車両法第80条の規定により、次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

- 1 事業場の名称  
株式会社 三重パーツ ecoビレッジ 鈴鹿店
- 2 自動車分解整備事業の種類  
普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
- 3 対象とする自動車の種類  
(1) 対象とする装置の種類を限定しないもの  
普通自動車（小型） 小型四輪自動車 小型三輪自動車  
小型二輪自動車 軽自動車  
(2) 対象とする装置の種類を限定するもの及びその装置
- 4 その他業務の範囲の限定  
なし
- 5 認証番号及び認証年月日

認証番号 三 第 3 6 2 1 号  
認証年月日 平成26年 4月21日

平成26年 4月21日

中 部 運 輸 局 長

野 俣 光 孝

